

② 個別支援プランの作成

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力を得て、あらかじめ災害時要援護者一人一人の避難場所や避難経路などの支援対策を具体的に定めた『個別支援プラン』を作成します。



市役所



申請

① 登録申請



災害時要援護者

周知

手上げ方式
制度の周知

説明

同意方式
市の関係部局、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員など

提供

③ 情報提供



町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者などに『個別支援プラン』などを提供し情報を共有します。

災害発生

④ 安否確認・避難支援



町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者などが連携して『個別支援プラン』に基づき安否確認や避難支援をします



支援を受けるためには

災害時要援護者として支援が必要な方は、市に『登別市災害時要援護者避難支援登録申請書』を提出します。

申請には、支援のために必要な個人情報や市役所や町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員などへ提供することへの同意が必要で

登録の方法

登録方法には『手上げ方式』と『同意方式』の2種類があります。

手上げ方式とは：

市などから制度について広くお知らせし、自らの判断で登録申請していただく方法です。

同意方式とは：

市の関係部局や町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員などが市民一人一人と接する機会をとらえて、災害時要援護者として登録が必要と思われる方に対し、制度の説明を行い、登録申請を促す方法です。

地域支援者の選定

登録申請するときに、地域支援者を2人以上選びます。

地域支援者を自ら選定できないときは、市が災害時要援護者本人とともに、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力を得て、地域支援者を選定します。

地域支援者の方には、自分の氏名、住所などの個人情報や市役所や町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員などへ提供することへの同意をしていただきます。

個別支援プランの作成

災害時要援護者として登録した方の支援にあたり、市は個人情報を提供した町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力を得て、あらかじめ災害時要援護者一人一人の避難場所や避難経路などの支援対策を具体的に定めた『個別支援プラン』を作成します。

情報の共有

災害時の円滑な避難支援体制を整えるため、あらかじめ市の関係部局や町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者などに『個別支援プラン』などを提供し情報を共有します。

12月1日から登録申請を受け付けます

登録申請書は、市役所や各支所に備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※登録申請書の郵送を希望する方は、総務グループまでご連絡ください。

問い合わせ
総務グループ
(☎85 1130)